

札幌市歯科口腔保健推進条例の概要

1. 制定までの流れ

1. 今までの札幌市の歯科保健対策

歯と口腔の健康は、札幌市の健康づくり基本計画である「健康さっぽろ21(第二次)」を達成するための基本要素の一つとして位置づけ、歯科疾患の予防やかかりつけ歯科医の推進に取り組んできた。

平成29年度からは、健康さっぽろ21達成のための実施計画として「札幌市生涯歯科口腔保健推進計画「さっぽろ8020推進プラン」を策定して、幼児から高齢者まで生涯にわたる歯科口腔保健対策を総合的かつ計画的に進めている。

2. 条例制定の必要性

口腔の健康への関心が高まる中、札幌市では子どものむし歯は減少傾向にあるものの、全国平均を上回る状況が続いており、一部の家庭の子どもに重度のむし歯の罹患が集中するなど、家庭による健康格差が生じている。

また、成人期・高齢期での歯周病の割合や、障がい者の未処置歯数も全国値より悪い状況にあり、市民の口腔の健康を維持するためには、市民の特性やライフステージに応じた施策を継続して実施することが必要となってきた。

3. プロジェクトチームの発足、条例案の作成

自由民主党議員会、民主市民連合議員会および公明党議員会の各4名ずつ計12名により、歯科口腔保健推進条例の制定を目的とした政策研究会「歯科口腔保健推進プロジェクト」が立ち上げられた。計12回の会議と先進都市への視察、フッ化物洗口の実施に向けた現場(校長会、園長会)との意見交換会、市民アンケートを実施し、条例案の策定を行った。

4. 条例案の議会提出、可決成立

札幌市歯科口腔保健推進条例は、令和4年第2回札幌市議会本会議に条例案が提出され、厚生委員会への付託と同委員会での審議を経て、6月6日の本会議で可決成立し、同日に公布された。施行日は令和5年1月1日とされた。



札幌市歯科口腔保健推進条例の概要

2. 口腔の健康に関する札幌市の現状と課題(条例制定の前提)

○乳幼児期・学齢期

12歳児一人平均むし歯本数は20政令市中ワースト2。札幌市・江別市・石狩市・当別町の47.6%の小中学校に口腔崩壊の子がおり、保護者が適切な治療を受けさせないネグレクトが懸念されるケースもある。

☞健康格差を縮小するための実効性のある歯科保健対策を推進していく必要がある。

○成人期・高齢期

80歳で20本以上歯を残す「8020」の達成者は増加しているが、むし歯や歯周病を持つ成人の割合が増加しており、特に50歳と60歳で歯周炎を有する人の割合が増加傾向にある。

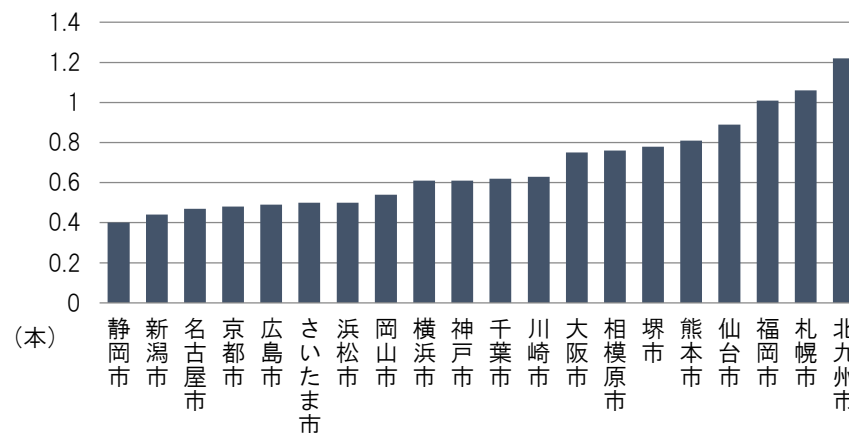
☞成人期・高齢期の歯科疾患とオーラルフレイルへの対策を推進していく必要がある。

○障がい者、要介護者など

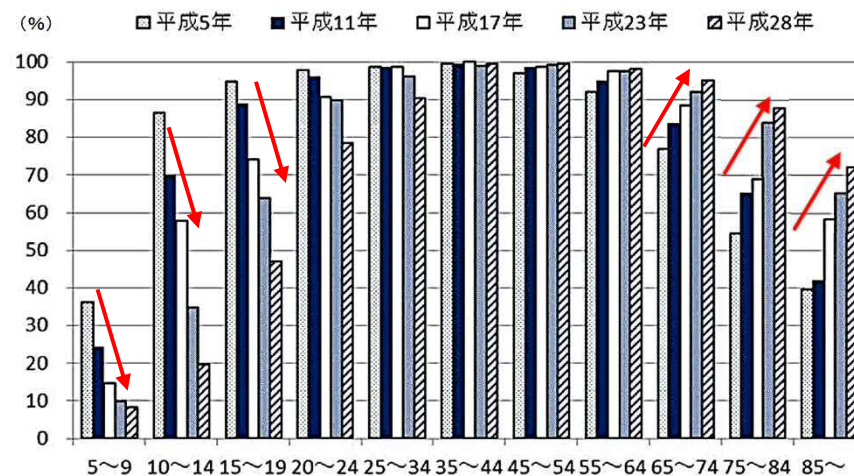
障がいのある方においては、札幌市における施設利用者の未処置歯数や重度歯周病のり患割合が全国値に比べて3倍から5倍ほど高い。

☞障がい者や要介護者などの歯科疾患の予防対策を推進していく必要がある。

■12歳一人平均むし歯数(H29年度)



■むし歯をもつ者の割合の年次推移



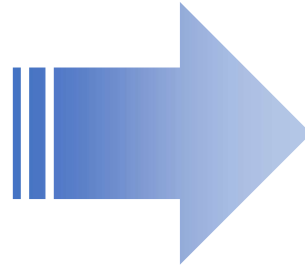
子どもの健康格差の解消が次の課題

増加する高齢者のむし歯の対応が課題

札幌市歯科口腔保健推進条例の概要

3. 条例制定の**目的**

歯科口腔保健の推進に関する
施策を総合的・計画的に推進



市民の健康寿命の延伸・
健康格差の縮小

4. 条例の目的を達成するための**基本理念**

- 市民の生涯にわたる歯科疾患予防や早期発見・早期治療の促進
- 乳幼児期から高齢期までそれぞれの時期に応じた歯科口腔保健の推進
- 障がい者・要介護者等の定期的な歯科検診や歯科保健指導・歯科医療受診の推進
- 医学的・公衆衛生的見地から効果的な施策による健康寿命の延伸・健康格差の縮小
- 関連分野の施策や関係者との連携・協力による総合的な歯科口腔保健の推進

札幌市歯科口腔保健推進条例の概要

5. 条例の構成と取組のイメージ(1/2)

1条 目的

2条 定義

3条 基本理念

4条 市の責務

5条 市民の責務

6条 歯科医療等 関係者の責務

7条 保健医療等 関係者の責務

8条 事業者の責務

全般的な施策

- ◎歯科口腔保健に関する知識や歯科疾患の予防に向けた取組の普及啓発
- ◎定期的な歯科検診、必要に応じた歯科保健指導の受診勧奨
- ◎歯科口腔保健の推進に資する調査、研究及び情報提供

ライフステージなどに応じた施策

- ◎乳幼児期から高齢期までの時期に応じた歯科疾患罹患等の予防、健康格差の縮小
- ◎妊娠中の歯科口腔保健を通じた母体の健康保持及び胎児の健全な発育
- ◎障がい者、要介護者など特別の配慮を要する者の定期的な歯科検診、歯科保健指導、歯科医療受診等の支援
- ◎災害時における口腔の衛生確保による健康被害の予防

【主な取組のイメージ】

- むし歯予防のためのフッ化物利用の推進による健康格差の縮小
- 歯周病検診や妊婦歯科健診の充実、歯周病と全身疾患の関連性の普及啓発
- 施設や在宅の障がい者や要介護高齢者への歯科検診・歯科保健指導の充実・強化
- 災害時に使用する歯ブラシ等の衛生用品の備蓄 など

札幌市歯科口腔保健推進条例の概要

5. 条例の構成と取組のイメージ(2/2)

9条

基本的施策

個別の目的・状況に応じた施策

- ◎ 歯科口腔保健の観点からの糖尿病、がんその他の疾病及び喫煙対策の推進
- ◎ かかりつけ歯科医の活用による生涯にわたる歯科疾患の予防・口腔機能の維持向上
- ◎ 歯科口腔保健を通じた児童虐待の早期発見及び予防
- ◎ 8020運動などの市民の意識を高めるための運動の促進
- ◎ 地域包括ケアシステムにおける関係者の連携強化と在宅歯科医療の充実
- ◎ 歯科医療等関係者の人材確保及び資質の向上、保健医療等関係者の資質の向上
- ◎ オーラルフレイル、誤嚥性肺炎等の予防及び介護予防に向けた口腔機能の向上
- ◎ スポーツに伴う怪我の予防や競技力向上のための歯科医学的根拠に基づく取組の普及
- ◎ 食育を通じた歯科口腔保健の推進
- ◎ その他、歯科口腔保健の推進

10条

計画の策定

11条

効果的な歯科
保健対策の推進等

【主な取組のイメージ】

- 高齢者の通いの場等への歯科専門職の派遣によるオーラルフレイル対策の充実
- かかりつけ歯科医の活用や8020運動等の市民意識を高める普及啓発の充実
- 口腔崩壊がみられた子どもに対する歯科医療機関と児童相談所との連携
- スポーツに伴う怪我防止等を目的とするマウスピース着用の普及啓発 など

12条

歯科口腔保健
推進会議

13条

財政上の措置

14条

市長への委任

- ◎ 市長及び教育委員会は、乳幼児期及び学齢期における口腔の健康づくり教育、フッ化物の応用等の科学的根拠に基づく効果的な取組の推進に関し必要な措置を講ずること
- ◎ 上記の取組が安全・効果的に実施されるよう、歯科医療等関係者等と連携をはかること